

小規模多機能型居宅介護事業所

コラージュ保土ケ谷

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意を次のとおり説明します。

(1) 事業者の概要

- ①法人名 株式会社 グリーンサポート
②法人所在地 藤沢市善行1-24-2 Route 善行 I-2F
③電話番号 0466-53-7515 (代表)
FAX番号 0466-53-7526
④代表者名 玉野 英和
⑤設立年月 平成24年2月
⑥業務の概要 訪問介護

- (2) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
平成27年 8月 1日 指定 第1490600275号

- (3) 事業所の名称 コラージュ保土ヶ谷

(4) 事業所の理念と目的

<理 念>

1. 笑顔で明るく元気な心
2. 挨拶とチームワークを大切に
3. 皆さまに信頼される事業者へ

<目 的>

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、ご利用者が自宅や地域で暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (5) 事業所の所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂 2-14-36

- (6) 事業所電話番号 045-341-4666

- (7) 管理者氏名 渡辺 喜久雄

- (8) 開設年月日 平成27年 8月 1日

- (9) 登録定員 29名 (通いサービス定員 18名、宿泊サービス定員 9名)

- (10) サービス提供地域 保土ヶ谷区全域、旭区 (市沢町、左近山、小高町)、戸塚区 (平戸、川上、秋葉、信濃町、上品野町、名瀬町、前田町、上矢部町、汲沢町、矢部町、上倉田町、戸塚町、川上町、上柏尾町、柏尾町)、西区 (東久保町、元久保町、久

保町)、港南区(芹が谷、東芹が谷)、南区(永田北、永田東、永田南、永田南台、永田山王台、六ッ川、中里、別所、別所中里台)

(1 1) 事業所の職員体制等

・ 主な職員の配置の状況 ※職員の配置基準については、指定基準を遵守しています

| | |
|---------|-----|
| 管理者 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 |
| 介護職員 | 13名 |
| 看護職員 | 1名 |

(1 2) サービス提供時間

① 通い 10:00～16:00

② 訪問 24時間(適時)

③ 宿泊 16:00～10:00

※受付・ご相談については、通いサービスの提供時間と同様です。

(1 3) 介護保険の給付対象となるサービスの概要

1. 通いサービス 2. 訪問サービス 3. 宿泊サービス

1. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の世話や生活上の機能訓練を提供します。

| | |
|----------|--|
| ① 食事 | ・ 食事の提供及び食事の見守り及び介助を行ないます。(ご利用者様の身体状況に応じ刻み食やミキサー食の提供を行います) |
| ② 入浴 | ・ 入浴の援助または清拭等を行ないます。 |
| ③ 排泄 | ご利用者に合わせた排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。 |
| ④ 機能訓練 | ご利用者に合わせた機能訓練を行ない、身体機能低下を防止するよう努めます。 |
| ⑤ 健康チェック | 血圧測定等、ご利用者の健康状態の把握を行います。 |
| ⑥ 送迎サービス | ご利用者の希望により、ご自宅までと事業所間の送迎サービスを行います。 |

*マネージメント加算 2063円 4126円 6189円
*処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の10.2 × 10,88
ベースアップ加算所定単位数 1.7/100 加算 × 10,88

○通常のサービス提供の範囲を超える（支給限度額）保険外の費用
サービス利用料金の一部が制度上の支給限度額基準を超えた場合は全額自己負担となります。

○介護保険の給付対象とはならないケース（サービスの概要と利用料金）

以下のサービスは、利用料の金額がご利用者の負担となります。

1. 食事の提供（食事代）：ご利用者に提供する食事に要する費用です。（利用時のみ）

朝食：330円 昼食：650円 夕食：650円

2. 宿泊に要する費用：ご利用者に提供する宿泊サービスに要する費用です。

1泊につき 2,500円

3. レクリエーション活動等：ご利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金 材料代等 実費

4. 洗濯代 1回当たり200円（希望者のみ）

5. 個人で特定して使用するもの 実費

（個人の洗濯代等、1回に当たり200円）

6. 以上に掲げるもののほか、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、そのご利用者が負担することが適当と認められるものについて、実費を徴収します。

○送迎にかかわる費用

・通常事業の実施地域内のご利用者は、無料とします。

○お支払い方法

利用料金及び自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

①口座自動引き落とし

ご指定の金融機関の口座から1ヶ月に1回引き落としします。

②銀行振込み

毎月15日までに指定された口座にお振り込みください。
手数料はご利用者負担となります。

○サービス利用のキャンセル及びキャンセル料金

- ・サービス利用のキャンセル及び利用日の変更をする場合には、原則としてサービスの実施日の前日までにご連絡ください。
但し、振替につきましてはご希望に添えない場合があります。
- ・介護保険の対象外のサービス（食事代、宿泊代、レクリエーション代等）については、当日のご連絡の場合は、キャンセル料として、実費をお支払い頂く場合があります。
尚、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(15) 小規模多機能型居宅介護計画書について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住人との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援するものです。

事業所はご利用者の状況に合わせて適切なサービスを提供する為に、ご利用者及びご家族と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、又その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果は、書面に記載しご利用者及びご家族に説明の上、同意を得て交付します。

(16) 個人情報の取扱いについて

当事業所が保有する個人情報については個人情報の保護の法令及びその他の規定等を遵守し、個人情報の保護を図ります。

(17) 身体拘束について

高齢者虐待防止法に基づき、身体的拘束その他入居者の行動を制限しません。

但し以下3つの要件全てを満たしていることが認められた緊急やむを得ない場合にはご家族の同意を得て行うことがあります。

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(18) 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族や主治医、救急機関及び医療機関に連絡をします。

(19) 協力医療機関

当事業所は、各ご利用者の主治医との連携を基本とし、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

| 協力医療機関名 | 所在地／連絡先 |
|-------------|--|
| 保土ヶ谷在宅クリニック | 住所： 横浜市保土ヶ谷区西久保町5-3 鈴木ビル2F TEL：186-045-342-0881 |
| パーク歯科クリニック | 住所：藤沢市鵜沼石上2-1-14 電話：0466-20-7120 |

(20) 損害賠償

事業所の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生については、ご利用者の故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

(21) 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回の頻度により会議を開催致します。

(22) 非常災害対策

- ・非常災害が発生した場合、従業員はご利用者の避難誘導等適切に対応します。
また、管理者は日常に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- ・非常災害に備え、定期的に地域の協力機関との連携を図り、避難訓練を行います。

(23) 相談窓口、苦情対応

苦情または相談があった場合には、ご利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じて状況の聞き取りを実施し、事情の確認を行ない、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行なって再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

| | | |
|--------|-------------------------------------|--------------------------|
| 相談窓口 | 相談員（管理者） | 渡辺喜久雄 |
| | 電話番号 | 045-341-4666 |
| | FAX番号 | 045-334-7301 |
| | 対応時間 | 9:00～17:00 |
| 行政機関 | 横浜市地域密着型サービス事業に関する苦情・相談窓口 | |
| | 保土ヶ谷区 | 高齢・障害支援課 045-334-6394 |
| | 旭区 | 高齢・障害支援課 045-954-6061 |
| | 戸塚区 | 高齢・障害支援課 045-866-8452 |
| | 西区 | 高齢・障害支援課 045-320-8491 |
| | 神奈川区 | 高齢・障害支援課 045-411-7019 |
| | 港南区 | 高齢・障害支援課 045-847-8495 |
| | 南区 | 高齢・障害支援課 045-341-1138 |
| | 神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連） | |
| | 所在地 | 神奈川県横浜市西区楠町27-1 |
| 電話番号 | 045-329-3447 | |
| ナビダイヤル | 0570-022-110 | |
| 対応時間 | 8:30～17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く) | |

(24) サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には、介護保険被保険者証をご提示下さい。
- ・ 事業所内の設備や器械は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、その費用をご負担して頂く場合があります。
- ・ 他のご利用者の迷惑となる行為はご遠慮下さい。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。紛失した場合は、責任を負いかねます。
- ・ 食べ物の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 持ち物に関しては、名前をご記入下さい。記名が無く紛失した場合は、責任を負いかねます。
- ・ 事業所内での他のご利用者等に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

以上

附 則 この規程は、平成28年4月 1日から施行する。

令和4年 9月 30日 改訂

令和5年 3月 30日 改訂

令和5年 5月 31日 改訂

令和5年 8月 31日 改訂

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

| | | | |
|-------|-------|---------------------------|---|
| (事業者) | 住 所 | 藤沢市善行 1-24-2 Rote 善行 I-2F | |
| | 事業主体 | 株式会社 グリーンサポート | |
| | 住 所 | 横浜市保土ヶ谷区権太坂 2-14-36 | |
| | 事業所名 | コラージュ保土ヶ谷 | 印 |
| | 説 明 者 | | 印 |

上記内容の説明を事業者から受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けた事を確認します。

| | | | |
|----------|------|--|---|
| (利用者) | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | 印 |
| (利用者代理人) | 住 所 | | |
| | 氏 名 | | 印 |
| | (関係) | | |